

輪島市監査公表第2号

平成27年12月4日付発監査第209号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成28年1月7日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄





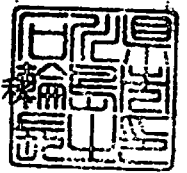
発 上 第 212 号



平成27年12月18日

輪島市代表監査委員 高野哲男様

輪島市長 梶 文



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知いたします。

(別紙)

監査対象機関 上下水道課

監査執行年月日 平成27年11月25日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>① 上下水道使用料及び下水道受益者負担金滞納額について 現実の対応では困難が予想されるが、引きつづき滞納額縮小に向け積極的に取り組ま れたい。</p>	<p>上下水道料金の滞納者には、毎月、督促状、催告状を 発送している。平成24年度からは金融機関以外にもコンビニエンスストアで納付できるようになった。また、滞納者には口座振替の手続きを勧め、納め忘れを防ぎ、毎月1日または15日に滞納分の口座振替を行っている。</p> <p>受益者負担金についても、督促状、催告状を発送しながら分納計画を提示し、滞納額の減少に努めたい。</p>	<p>措置方針等</p>